

「(仮称)札幌市安全・安心な食のまち推進条例」 骨子案に対する市民意見の概要と 札幌市の考え方及び条例(案)について

札幌市では、平成 24 年（2012 年）9 月に公表した「(仮称)札幌市安全・安心な食のまち推進条例」の骨子案に対する市民の皆様からのご意見などを参考に、条例案を取りまとめ、平成 25 年（2013 年）2 月 13 日に招集が予定されている平成 25 年第 1 回定例市議会に提案することといたしました。

このたび、お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方をご報告いたします。なお、お寄せいただきましたご意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約して示しておりますことをご了承ください。

市民の皆様から寄せられた貴重なご意見を参考にしながら、今後とも安全・安心な食のまち・さっぽろを目指してまいります。

平成 25 年（2013 年）2 月 札幌市保健所食の安全推進課
札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 ビル
電話 011-622-5170 FAX : 011-622-5177
<http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/>

1 意見募集期間

平成 24 年（2012 年）9 月 21 日（金）から 10 月 22 日（月）までの 32 日間

2 資料の配布・閲覧場所

市役所本庁舎 2 階市政刊行物コーナー、保健所食の安全推進課・広域食品監視センター、各区役所総務企画課広聴係、各区役所健康・子ども課（保健センター）、各まちづくりセンター、札幌市産業振興センター、札幌中小企業支援センター

3 意見募集の結果

- (1) 意見の提出者数 6 名
- (2) 意見の件数 14 件
- (3) 意見の内訳

基本理念に関すること	1 件
市民の役割に関すること	2 件
事業者の責務に関すること	1 件
推進会議の設置に関すること	1 件
自主回収報告制度に関すること	2 件
情報の収集・提供に関すること	1 件
事業者による情報公開・提供の促進に関すること	1 件
その他	5 件
合計	14 件

**「(仮称)札幌市安全・安心な食のまち推進条例」骨子案
に対する市民意見の概要と札幌市の考え方**

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
1	3-(2) 基本理念	市民、事業者、札幌市が対等な立場から食の安全・安心を構築していくことが理想と思うが、市民の意識はまだまだ低く、事業者も自分に責任がまわってこなければ良いと考えている者もいると思う。市が先頭に立って市民や事業者を引っ張ってほしい。	食の安全・安心を確保するには、市民や事業者の意識を高め、関係者が一体となって取り組むことが重要と考えています。 このため、関係者全体で取り組むことができるよう、本条例の理念を共有し、各々の責務や役割を認識することで、市民・事業者の主体的な行動を促していきたいと考えています。
2	3-(3)-ア 市民の役割	市民が食の安全に関する知識、食品の表示に関する知識を深めるための具体的な取組を検討してほしい。(例えば研修・講演会の区ごとの実施や広報さっぽろへの年数回わかりやすい記事の掲載など)	市民の食の安全に関する知識や理解を深めるため、より効果的な情報発信や普及啓発を検討します。
3	3-(3)-ア 市民の役割	市民は食の安全・安心に関心はあるが、知識の少なさを感じる。行政や事業者の取組も知らないことが多く、適切な判断ができるよう、市民はもっと学ばなければならない。市民に対する食の安全・安心に関する知識の普及啓発を積極的にしてほしい。	
4	3-(3)-イ 事業者の責務	食品を取扱う事業者の責任を明確にすることが重要だと思う。	食の安全の確保のために適切な対応と自主管理を進めること、食の安心の向上のために情報の公開や消費者との積極的な交流を行うことなどを事業者の責務として明確にし、事業者の意識の向上を図り、自主的な取組を推進します。
5	3-(5) 推進会議の設置	推進会議について、市職員が参画してはどうか。	推進会議は、条例に基づく「附属機関」であり、専門家や市民の意見を市政運営に反映させることを目的としています。 このため、「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」により、原則として市職員は委員に

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
			選任しないこととしていますが、事務局として行政の考えも委員と協議することで、より良い施策を構築できるよう努めます。
6	3-(6) 自主回収 報告制度	違反食品について、事業者自身が気づいて事業者自らの判断で回収するしか方法はないのか？	違反食品の回収については、事業者自らが行う「自主回収」のほか、食品衛生法に基づく保健所による事業者への「回収命令」があります。 保健所では、違反食品が製造・流通・販売されることがないように施設の監視指導や食品の抜き取り検査を行っており、違反食品を発見した場合は、回収命令等必要な措置をとるとともに、報道機関への発表やホームページへの掲載により情報提供を行っています。
7	3-(6) 自主回収 報告制度	自主回収情報について、気象情報や地震情報のようにテレビ番組の途中でも見られるようにしてはどうか。	自主回収情報については、本市ホームページで公表するとともに、実際に健康への悪影響が発生しているなど緊急性がある場合は報道機関への発表を行うなど、消費者に速やかに情報が伝わるよう効果的な提供方法について検討します。
8	3-(6) 情報の収集 ・提供	ネット社会の今、間違っただ情報の流出を防ぐため、市と事業者が情報を共有し、発信して欲しい。	市民・事業者に対して積極的に情報を発信するとともに、事業者からの情報の公開・提供を促すことで、市民・事業者との正しい情報の共有を進めます。
9	3-(6) 事業者による 情報公開・ 提供の促進	さっぽろ食の安全・安心推進協定制度の「マイルール」を市民に積極的にPRしてほしい。	さっぽろ食の安全・安心推進協定制度については、これまでもパンフレットの配布やホームページへの掲載、地下鉄広告等により、協定制度や協定を締結した事業者等の「マイルール」（食の安全・安心のために特に重点的に取り組んでいく事項）を周知していますが、今後もより効果的なPRの方法を検討し、市民への周知に努めます。
10	その他	条例の制定により札幌市が具体的に展開する事業の方向性を教え	事業者に対する自主回収報告制度や重大な健康被害を防止するた

No.	区分	意見の概要	札幌市の考え方
		てほしい。	め回収等の勧告制度などを新たに設けることで食の安全をより高めるとともに、事業者からの積極的な情報公開の促進や市民と事業者が交流する機会を設けることで食に対する安心の向上を図ります。 また、高度な衛生管理を推進する札幌市独自の認定制度や食の安全に関する事業者の取組を広く市民に発信する協定制度等の充実・強化を図るなど、食の付加価値の創出にもつながるような事業展開を目指します。
11	その他	市独自の判定基準（例えばこの調理では必ずこの段階でこの程度の消毒が必要など）を整備し、事業者に対する監視、指導、検査を行っていくことが必要だと思う。	本条例では、食の安全・安心を推進するための基本理念や基本施策を定めることとしており、市独自の判定基準が必要な場合には、別途検討したいと考えています。
12	その他	一部事業者の手抜きが人命に係わる大きな問題につながるため、企業トップの姿勢が重要。札幌市保健所は、きびしく取り締まってほしい。	今後も食品衛生法に基づき、引き続き監視指導や食品の抜き取り検査を実施するとともに、条例の制定により事業者の意識の向上や自主的な取組の推進に向け取り組みます。
13	その他	行政・事業者による飲食事故の発生防止には一定の限界があることを広報し、自らの身は自らで守るよう市民・観光旅行者に自覚を促すことが真の行政サービスである。	食の安全・安心についての理解を深め、市民自らが主体的に判断し、行動できるよう、知識の普及啓発や意識向上に努めます。
14	その他	市民・事業者・行政が責務を果たす事項を網羅的・短絡的に列挙するだけでは、飲食事故の未然防止に対する実効性は期待できない。 より具体的な危険性のある場面を想定し、市民・事業者・行政の関与事項の実証的な検証をベースとしなければ、策定意義がない。	本条例は、食の安全・安心を推進するための基本理念や基本施策を定めることとしています。 このため、今後、具体的に食品事故の未然防止を図る施策を進めていく際には、ご意見を参考にさせていただきます。